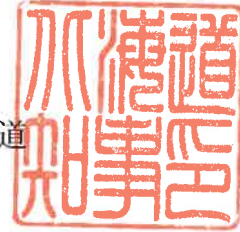


法人第519号
令和4年(2022年)5月11日

公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団
理事長 土屋 公三 様

北海道知事 鈴木 直道



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、次のとおりです。

令和4年(2022年)5月11日 から 令和9年(2027年)5月10日まで

総務部教育・法人局法人団体課
公益法人グループ
連絡先：011-206-6362